

6 文科高第1004号
令和 6 年 9 月 30 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省高等教育局長
伊 藤 学 司

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、別添のとおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第27号）が令和 6 年 9 月 30 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、「大学入試のあり方に関する検討会議提言」（令和 3 年 7 月 8 日大学入試のあり方に関する検討会議）、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和 5 年 4 月 27 日教育未来創造会議）及び「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」（令和 5 年 12 月 22 日中央教育審議会大学分科会）等を踏まえ、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を推進するとともに、入学希望者の進路選択等に資するべく、大学が行う教育研究活動等の状況についての情報公表に関する所要の規定の整備を行うものです。

今回の改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第1 改正の概要

(1) 大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。こと。（第172条の2第1項関係）

① 入学者の選抜に関する。こと。（第4号関係）

② 外国人留学生の数に関する。こと。（第5号関係）

(2) 大学院を置く大学は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関する。ことについての情報を公表するものとする。こと。（第172条の2第3項第1号関係）

(3) その他所要の規定の整備を行う。こととする。こと。

第2 留意事項等

1 入学者の選抜に関する。こと

(1) 改正の趣旨

今回の改正は、大学（短期大学、大学院を含む。以下同じ。）の入学者選抜に関する事項についての情報の公表を促進することを通じ、入学者選抜における受験機会や選抜方法に関する公平性及び公正性が確保されるとともに、入学志願者の進路選択に資することを期するものである。こと。

(2) 留意事項

① 「入学者の選抜に関する。こと」としては、学力検査等の内容や試験問題に関する情報、合否判定の方法及び基準並びに合理的配慮の提供に関する対応方法（相談窓口、事前相談や配慮の申請の方法及び受験上の配慮の一般的な例等）が想定される。こと。

試験問題に関する情報の具体的な中身としては、試験問題、解答又は解答例及び出題意図について、原則として公表すべきものである。こと。なお、著作物の権利処理等の理由により、全ての内容を公表できない場合においても、その理由を明らかにした上で、著作物名の記載や部分的な公表等により積極的な開示に努める。こと。

また、合理的配慮に関する一般的な例を公表する際には、過去の事例に限らず、想定される配慮例も挙げるなど、障害等のある入学志願者にとって分かりやすいものが望まれる。こと。

なお、合理的配慮の提供については、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和6年3月）で示しているとおり、本人と合意形成のための事前相談を実施することが望ましく、建設的な対話を通じて相互理解を図り、具体的な場面や状況に応じた柔軟な対応を検討することが必要である。こと。

- ② 今回の改正の趣旨を踏まえ、上記の事項以外の事項についても、各大学の判断により、入学志願者の進学先の選択に資する情報を公表することが望ましいこと。例えば、学部、研究科の入試方法の区分ごとの受験者数、合格者数及び入学者数、過去の年度の入学志願者数、受験者数及び合格者数並びに多様な背景を有する者への支援制度についても公表に努めることが望ましいこと。

併せて、年齢、性別、国籍別の入学者数など、多様な背景を持つ学生の受入れの状況について、大学の実情に応じて公表することが望ましいこと。この際、男女別の入学者数については、学部等ごとの特色に応じて、学部、学科、研究科若しくは専攻又は履修上の区分ごとに公表することが考えられること。

入学者数及び入学志願者数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

- ③ また、改正後の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2第1項第10号（大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること）において、入学者の選抜に関することに限らず、障害のある学生の修学支援の情報を公表することも望ましいこと。

2 外国人留学生の数に関すること

（1）改正の趣旨

今回の改正は、外国人留学生の受入れ等による大学の国際化の状況を踏まえ、学業・生活面での支援等、必要な環境整備の内容が国内学生とは異なる場合が多い外国人留学生の教育にふさわしい環境の確保を目的として、科目等履修生等を含めた外国人留学生全体の各大学等における状況把握・公表を通じた適切な在籍管理を促進することで、適切な大学等の教育活動や学校運営に資することを期するものであること。

（2）留意事項

- ① 「外国人留学生の数に関すること」としては、本科、専攻科及び別科に在籍する外国人留学生の数並びに科目等履修生等（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第4項に規定する者をいう。）のうち外国人留学生であるものの数が想定されること。これらの数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。なお、公表の対象とする、大学における「外国人留学生」とは、我が国の大学において教育を受ける外国人で、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」別表第一に定める「留学」の在留資格により在留する者とする。
- ② また、入学者及び卒業又は修了した者のうち外国人留学生であるものの数や、卒業又は修了後に進学した者及び就職した者の数、並びに公表する外国人留学生の数における出身国・地域別内訳についても公表することが望ましいこと。
- ③ 各大学の国際化の状況を示すとともに、大学間の協定等に基づく留学生交流を更に促進するという観点から、在学する日本人学生のうち留学（短期や私費留学等あらゆる対面の留学形態を含む。）した者の数についても併せて公表することが望ましいこと。

3 当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること

(1) 改正の趣旨

今回の改正は、大学院の課程を修了した者に対する学位授与について、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針に沿って厳格な成績評価に基づき課程の修了が認められた場合にのみ行われる前提の下、学位授与の状況に関する情報の公表を促進することを通じ、教育課程の体系的な編成、学生の資質・能力の計画的な育成を進め、大学院における教育の質の向上を図るとともに、入学希望者の進路選択に資する情報を公表することで大学院進学者の増加を図り、併せて大学院教育に対する社会の理解促進に資することを期するものであること。

(2) 留意事項

- ① 標準修業年限は、修業年限を標準的なものとして定めるものであり、各大学は教育課程を当該年限の在学期間による修了を標準として編成することが前提とされているものであるが、課程の修了の認定に当たっては、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針に沿って、厳格な成績評価に基づき適切に行うべきものであること。

なお、厳格な成績評価に関しては、「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）において示されているとおり、学修者本位の教育の観点から、卒業認定・学位授与の方針を踏まえて設定された到達目標に応じた適切な成績評価手法の選択と、これに基づいた厳格な成績評価や学位の審査が求められるものであり、大学院においても、学士課程と同様であること。

- ② 「当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合」とは、一の年度に入学した者のうち、標準修業年限以内で修了した者（満期退学者（課程修了要件のうち、当該課程に在学中に、論文の審査及び試験に合格することのみ満たすことができず、当該課程を退学した者）を除く。以下同じ。）の占める割合を意味すること。

なお、原則的な標準修業年限は大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に定められているが、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、定められた年数を超えるものとすることができるとされていることを踏まえ、標準修業年限を併せて示すことも考えられること。

- ③ 「その他学位授与の状況に関すること」としては、標準修業年限以内で修了せずに退学した者及びその他の修了していない者（長期履修学生や留年者等）の割合並びに一の年度に修了した者のうち学位を取得するために要した年数ごとの修了者の割合が想定されること。

- ④ 標準修業年限以内で修了せずに退学した者の割合に関しては、退学した者の内訳として、博士課程の場合にあっては、満期退学者の割合を公表することも考えられること。また、学位を取得するために要した年数ごとの修了者の割合と併せて、学位取得に要した平均年数について公表することも考えられること。

標準修業年限以内で修了していない者については、個人情報に配慮した上で、

修了していない原因（留学、就職・起業、家庭の事情等（病気・怪我・出産・育児・介護等）など）も公表することが考えられること。その際、個人情報に配慮した上で、標準修業年限以内で修了していない者について、修了していない原因ごとの割合を公表することも考えられること。なお、原因については、例示にかかわらず、大学の実情に応じて記載することが考えられること。

また、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定による博士の学位授与の状況を併せて公表することも考えられること。

- ⑤ 改正後の学校教育法施行規則第172条の2第1項第5号に基づき、大学は、修了者数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関するものについて、その情報を公表するものとされているところ、今回の改正の趣旨を踏まえ、修了者の進路状況に関する情報公表の一層の充実を図る観点から、進路の全体状況として、修了者を分母とした進路ごとの修了者の割合を公表することが望ましいこと。その際、修了者のキャリアパスの具体的な事例を示すことも考えられること。
- ⑥ 学位授与の状況に関しては、大学の教育活動に関する様々な要素が関連するものであり、例えば、厳格な成績評価を行えば、標準修業年限以内で修了する者の割合に影響を及ぼすことも考えられること等を踏まえ、各大学においては、数値のみならず、卒業認定・学位授与の方針や、学修の成果及び学位論文に係る評価の基準、授業及び研究指導の方法・内容・計画、教育課程における留学の位置付けといった、修業期間や成績評価に関連する情報等とも関連付けて公表することが望ましいこと。また、各数値について、大学としてどのように評価し、今後どのようにその結果への対応を図る予定かといった分析や解説を併せて公表することが望ましいこと。情報公表を通じて、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たし、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成していくことが重要であること。
- ⑦ 改正後の学校教育法施行規則第172条の2第3項第2号において公表するものとされている「大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関するもの」として公表すべき事項としては、従前と同様、学位論文が満たすべき水準に加えて、例えば、審査委員の体制、審査の方法及び項目等も期待されており、「学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和元年9月26日付け元文科高第380号文部科学省高等教育局長通知）に基づき、引き続き適切に対応すること。

4 高等専門学校への準用について

今回の改正内容は、学校教育法施行規則第179条の規定により、高等専門学校について準用されること。

【本件担当】

文部科学省高等教育局大学教育・入試課法規係

電話 03-5253-4111（内線3338）

メールアドレス daigakuc@mext.go.jp

○ 文部科学省令第二十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

文部科学大臣 盛山 正仁

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。 二 教育研究上の基本組織に関すること。	第一百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。 二 教育研究上の基本組織に関すること。

三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

四 入学者の選抜に関すること。

五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。

六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。））、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。

七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。

八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。

十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

〔略〕

三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

〔号を加える。〕

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。））、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること

六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。 4・5 「略」
	3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 「号を加える。」 「号を加える。」 4・5 「同上」

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。